

事業報告 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

<事業活動の概況>

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により依然として厳しい状況にあり、経済水準は COVID-19 感染拡大前を下回った状態にとどまっています。今後感染拡大の防止策が講じられるなかで、各種政策の効果や海外経済の回復もあって持ち直しの動きが続くことが期待されますが、内外の感染拡大による影響が国内経済をさらに下振れさせるリスクがあり、金融資本市場の変動等の影響を注視していく必要があります。

航空業界は、2020年1月からの COVID-19 の全世界的感染拡大の影響により、過去に経験したことのない甚大な影響を受けており、関西国際空港・大阪国際空港・神戸空港の3空港においても当期間における航空旅客需要は極めて厳しい状況となりました。国際旅客便・旅客数については、レジデンストラックやビジネストラックの開始によって出入国者数に一時的な増加が見られた時期はあったものの、日本及び各国による厳しい入国制限措置・防疫措置が拡大した影響で、当期間中は運航便数・旅客数ともに大きな回復傾向は見られませんでした。また、国内線旅客便に関しても、日本国内において4月に一回目の緊急事態宣言が発出されて以降、移動需要が著しく減少し、計画便の運休が相次ぎました。7月から開始された Go To トラベル事業の影響で徐々に回復傾向が見られていたところではありましたが、2021年1月の二回目の緊急事態宣言発出後は再び旅客需要が減少し、計画便の運休が当期末まで続きました。

これらの結果、当期間における関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港の3空港合計の利用実績としましては、航空機発着回数は16.2万回、前年同期比-56%、航空旅客数は928万人、前年同期比-81%、貨物取扱量は79.7万トン、前年同期比-9%となりました。

同期間における関西国際空港の利用実績は、航空機発着回数5.8万回、前年同期比-71%となりました。国際線においては、旅客便の運休によりひっ迫した貨物の輸送スペースを補うため、貨物便の運航便数が大きく増加したことから、国際貨物便の発着回数は2.5万回と、開港来過去最高を記録し、国際線の発着回数のおよそ8割を占めました。国内線においては、航空需要の低迷に伴う減便などの影響で、旅客便の発着回数は前年同期比-47%となりました。また、航空旅客数においては、国際線旅客数は日本をはじめとする各国でのビザ発給停止や入国制限措置及び入国後の行動制限措置が当期間を通じて継続したため、当期合計で20万人にとどまりました。国内線旅客数は、移動の自粛による航空需要の低迷の影響が大きく、当期合計で205万人、前年同期比-69%となりました。その結果、国際線・国内線の合計旅客数は225万人、前年同期比-92%となりました。国際貨物量は、COVID-19の影響により世界的に経済活動が鈍化していましたが、2020年末頃から自動車関連部品や半導体などの輸出に回復がみられ、当期合計としては71.6万トン、前年同期比-3%となりました。国内貨物量は0.5万トン、前年同期比-65%となり、国際・国内の合計貨物量は72.1万トン、前年同期比-5%となりました。

また、大阪国際空港でも、移動の自粛による航空需要の大幅な落ち込みにより、旅客数は581万人、前年同期

比-63%にとどまりました。

さらに、神戸空港でも、規制緩和による増便効果が期待できたところ、移動の自粛による航空需要の大幅な落ち込みにより、旅客数は121万人、前年同期比-63%となりました。

【関西国際空港+大阪国際空港+神戸空港】2020年4月1日～2021年3月31日

	国際線	国内線	合計
発着回数	3.1万回 (対前年同期比-79%)	13.1万回 (対前年同期比-40%)	16.2万回 (対前年同期比-56%)
一日当たりの就航便数	85.8便 (対前年同期比-79%)	357.9便 (対前年同期比-40%)	443.7便 (対前年同期比-56%)
航空旅客数	20万人 (対前年同期比-99.1%)	908万人 (対前年同期比-65%)	928万人 (対前年同期比-81%)
貨物量	71.6万トン (対前年同期比-3%)	8.1万トン (対前年同期比-39%)	79.7万トン (対前年同期比-9%)

(注) 表中の合計及び対前年同期比の数値は、端数処理の関係上、単純計算値とは一部一致していません。

【関西国際空港】2020年4月1日～2021年3月31日

	国際線	国内線	合計
発着回数	3.1万回 (対前年同期比-79%)	2.6万回 (対前年同期比-46%)	5.8万回 (対前年同期比-71%)
一日当たりの就航便数	85.8便 (対前年同期比-79%)	72.6便 (対前年同期比-46%)	158.4便 (対前年同期比-70%)
航空旅客数	20万人 (対前年同期比-99.1%)	205万人 (対前年同期比-69%)	225万人 (対前年同期比-92%)
貨物量	71.6万トン (対前年同期比-3%)	0.5万トン (対前年同期比-65%)	72.1万トン (対前年同期比-5%)

(注) 表中の合計及び対前年同期比の数値は、端数処理の関係上、単純計算値とは一部一致していません。

【大阪国際空港】2020年4月1日～2021年3月31日

	合計
発着回数	8.1万回 (対前年同期比-41%)
一日当たりの就航便数	221.7便 (対前年同期比-41%)
航空旅客数	581万人 (対前年同期比-63%)
貨物量	7.6万トン (対前年同期比-36%)

(注) 表中の合計及び対前年同期比の数値は、端数処理の関係上、単純計算値とは一部一致していません。

【神戸空港】2020年4月1日～2021年3月31日

	合計
発着回数	2.3万回 (対前年同期比-29%)
一日当たりの就航便数	63.6便 (対前年同期比-29%)
航空旅客数	121万人 (対前年同期比-63%)

(注) 表中の合計及び対前年同期比の数値は、端数処理の関係上、単純計算値とは一部一致していません。

当社は、中期及び単年度事業計画に基づき、企業価値の向上にグループ一丸となって取り組んでまいりました。当期間における主な取り組み状況は、以下のとおりであります。

(1) 航空系の主な取り組み

COVID-19の影響が長期化することに伴う各国の入国制限の継続と、緩和が見通せない中、関西国際空港の国際線旅客便に係る既存の着陸料インセンティブ制度を見直すとともに、航空系施設使用料の一部を一定期間減免する施策を行いました。また、通常の対面での営業活動が制限された状況下においても、オンラインツールを活用して航空会社と相互に情報交換を行うことなどにより、就航環境整備と関係性維持を図りました。

COVID-19の拡大で旅客便が大幅に減少し旅客機による航空貨物輸送キャパシティが減少する中で、貨物キャパシティを確保すべく旅客機利用の貨物便が増加し、結果として、国際貨物便は昨年度の2倍近くの便数になっております。しかしながら、COVID-19の感染状況が落ち着き旅客便の運航が再開後の航空貨物のキャパシティ確保・拡大を見据えて、貨物専用便の誘致にも努めております。

(2) 旅客利便性の向上への取り組み（関西国際空港国際線出発口に自動化ゲート設置）

2020年7月27日より、関西国際空港第1ターミナルビルの国際線出発口（保安検査場前）に自動化ゲートの運用を開始いたしました。これは、当社が取り組んでいる「ファストトラベル」を一層促進するための取り組みで、出発口で搭乗券確認の手続きを自動化することで、よりスムーズな出発手続きを実現いたします。

当社は、今後も最先端技術を積極的に導入し、空港の利用性向上に努め、快適で楽しい旅の体験を提供してまいります。

(3) 災害等に対する取り組み

2019年度に引き続き、2018年度の台風21号の被災を教訓とした取り組みについて、ハード・ソフト両面から着実に実行してまいりました。

ハード面では、関西国際空港において防潮壁の設置や護岸の嵩上げを行い、巨大台風接近時の浸水想定量・範囲を大幅に縮小いたしました。さらにターミナルビルの電源地上化や排水施設のシェルター化などの工事が完了し、仮に想定を超えた浸水があった場合でも、防災・重要設備の電源や排水機能は確保されます。

ソフト面では、国土交通省から「A2-BCPガイドライン」（空港業務継続計画の指針）が公示されたことに伴って、従来のBCPの基本的な方針は踏襲しつつガイドラインに準拠した形に見直しを行うなど、関西国際空港・大阪国際空港・神戸空港の3空港それぞれのBCPのブラッシュアップを図りました。加えて、今後は当面の間、COVID-19の流行下での災害対応が予想されることから、2020年度の各種防災訓練に際しては、感染防止を踏まえた想定を立てて実施しました。

また、地震・津波発生時の対応として、関西国際空港では地震津波避難計画を改訂いたしました。これは空港駅の天井改修工事の終了に伴い建物の安全性が向上したことから、避難場所の見直しなどを行ったもので、改訂により空港ターミナルビルからの避難がより短時間でスムーズに出来るようになりました。そして新避難計画に基づく訓練を行い、避難計画の浸透を図りました。引き続きお客様の旅を支える安全の確保と、空港を安心してご利用いただく環境づくりを進めてまいります。

(4) 大阪国際空港ターミナルビルの改修（グランドオープン）

当社は、2016年2月より約50年ぶりの大阪国際空港ターミナルビルの大改修を行い、2018年4月に中央及び屋上エリアを先行オープンしておりましたが、2020年8月5日に南北出発エリアもグランドオープンいたしました。

リニューアル内容については、保安検査場の先に国内線として日本初導入となるウォークスルー型商業エリア

を展開するなど、エリア内を回遊して買い物を楽しんでいただける新たな体験を提供しております。また、立体駐車場の増設による駐車スペースの拡大やレンタカーステーションの設置、レンタルバイクサービスの導入により、飛行機を利用するお客様だけでなく、周辺地域の住民や観光・ビジネスで大阪を訪れる方にも気軽に利用いただけるスポットとして生まれ変わりました。

当社は、空港を利用されるお客様がわくわくするような事業展開を進め、快適で楽しい旅の体験を引き続き創造してまいります。

(5) COVID-19 への対策

空港内の感染抑制とは別に海外からの感染を防ぐ水際対策として、厚生労働省（空港検疫所）の主導で入国者を対象とした検査センター整備などが行われましたが、当社としても空港設備の改修といった施設面、駐機スポットの変更や動線変更などの運用面でこれをサポートいたしました。

さらに COVID-19 の感染拡大による航空旅客の急激な減少を受け、関西 3 空港における乗り入れ航空会社や空港内テナント事業者等に対し、使用料や賃料の減免や支払い猶予の支援策に取り組みました。

また、2020 年 12 月に「KIX ワクチン輸送タスクフォース」を立ち上げ、2021 年 1 月に関西国際空港におけるワクチンの輸送体制を構築しました。厳密な温度管理や迅速な輸入手続きなど高度な取扱いが求められる新型コロナウイルス感染症ワクチン輸送の国内最初の窓口となる空港において、安全かつ確実な輸入、および搬送を行うため、物流に関わる関係者間で協議し、「迅速」と「安全」な輸送をコンセプトに貨物を最優先で取り扱い、ワクチン輸送のリードタイムを極力短くする体制を構築しました。また、航空機の運航状況や天候など様々な状況を想定し、いかなる場合でもスムーズな輸送ができるようにリスク回避についても十分に考慮しております。

社会インフラとしての責務を果たし、航空貨物業界として非常に重要な挑戦である今回のワクチン輸送を成功させるべく、引き続き関係者と準備を進めてまいります。

<損益（連結）の概況>

当期間における営業収益は 572 億円、営業費用は 1,000 億円となり、営業損失は 428 億円となりました。

また、営業外収益として 44 億円を、営業外費用として支払利息等を加え、経常損失は 520 億円となりました。これに、特別損益や税金等の調整を行なった結果、親会社株主に帰属する当期純損失は 345 億円となりました。

1-2. 設備投資の状況

当期間における設備投資につきましては、大阪国際空港ターミナルビル改修や関西国際空港の受託手荷物保安検査機器の高度化を行いました。

1-3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、2016 年 3 月 1 日付で株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行をはじめとする貸付人全 13 行との間で締結したシニア金銭消費貸借契約により設定済の、シニア運転資金借入枠（限度額 100 億円、使用期限 2021 年 3 月 31 日）を使用しての運転資金借入（2020 年度末までに返済済）と、同じく設定済のシニア CAPEX 借入枠（限度額 200 億円、引出期限 2021 年 3 月 31 日）を使用しての設備投資資金 200 億円の借入を、それぞれ行いました。

また、2016 年 3 月 1 日付シニア金銭消費貸借契約を 2021 年 3 月 25 日付で変更し、2021 年度からの設備投資に備えた新たなシニア CAPEX 借入枠（限度額 530 億円、引出期限 2026 年 3 月 31 日）を設定するとともに、運転資金の季節性に対応するためのシニア運転資金借入枠の使用期限を 2026 年 3 月 31 日まで延長しました。

1-4. 対処すべき課題

当社は、経営理念（私たちがめざすもの）の達成に向けて、具体的には、以下の事項に対して重点的に取り組んでまいります。

(1) 関西国際空港 第1ターミナルビルの改修

関西国際空港第1ターミナルビルの改修については、2019年12月に改修工事の概要を発表いたしましたが、COVID-19の流行が長期化しており、現状に鑑み、本工事の着工予定を2020年12月から2021年6月に変更しました。今般、諸準備が整ったことから2021年5月28日に起工式を執り行い本格着工の運びとなりました。

本工事着工のスケジュール調整に伴い、一部国際線出発エリアの商業施設の完成が2025年大阪・関西万博後となるものの、T1リノベーションの主目的である空港でのお客様体験やキャパシティの向上は完了する予定です。引き続き関係者と連携してT1リノベーションを進め、2025年には大阪・関西万博の「ファーストパビリオン」として、新たに生まれ変わった関西国際空港が、お客様に快適で新しい旅の体験をご提供いたします。

(2) COVID-19への対策

当社においても、COVID-19の影響は甚大であり、大変厳しい状況が引き続き見込まれます。当社は、COVID-19に対して、「新型インフルエンザ対策BCP」の基本方針に基づいて対応を行っております。空港利用者及び社員への感染防止のため、空港内各所への消毒液等衛生用品類の配備や注意喚起の掲示、在宅勤務・時差出勤の推進のほか、来たる需要回復に備えて、必要な空港機能の維持への注力も行ってまいります。

なお、社内体制としては財務BCP体制に基づき経営層で構成された新型コロナ対策GOLD Teamを立ち上げ、定期的に会議を行い、情報を共有し、状況の変化に応じた対策を打ち出してまいりました。財務面では合理的且つ無駄がないキャッシュアウトフローを実現するため費用削減策に全社一丸となって取り組んでおります。

(3) 温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた対策

地球温暖化防止対策として、2050年までに関西エアポートグループの温室効果ガスの排出を実質ゼロ（カーボンニュートラル）とする長期目標を設定しました。これまでも関西3空港（関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港）において環境への負荷を低減するための様々な活動に取り組んできましたが、今後も省エネルギーやZEV化の推進、及び再生可能エネルギーや水素の利活用等により、カーボンニュートラル実現に向けた中長期的な対策に取り組み、周辺環境と共生した空港の発展をめざしてまいります。

1-5. 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	期	第3期	第4期	第5期	第6期
		自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日	自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日	自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日	自 2020年4月 1日 至 2021年3月 31日
営業収益(百万円)		206,371	220,355	215,775	57,214
営業利益(百万円)		52,944	57,260	52,400	△42,812
経常利益(百万円)		41,840	46,087	41,230	△52,009
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)		28,279	29,587	33,525	△34,498
1株当たり当期純利益(円)		28,279.62	29,587.74	33,525.01	△34,498.80
総資産(百万円)		1,763,930	1,757,272	1,732,546	1,685,931

②当社の財産及び損益の状況

区分	期	第3期	第4期	第5期	第6期
		自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日	自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日	自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日	自 2020年4月 1日 至 2021年3月 31日
営業収益(百万円)		135,664	142,990	143,921	51,348
営業利益(百万円)		42,346	44,723	41,874	△37,287
経常利益(百万円)		30,807	42,155	36,340	△49,612
当期純利益(百万円)		20,946	29,423	32,392	△32,414
1株当たり当期純利益(円)		20,946.81	29,423.52	32,392.02	△32,414.39
総資産(百万円)		1,762,501	1,734,150	1,709,198	1,664,890

1-6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資 比率(%)	主要な事業内容
関西エアポート神戸株式会社	135	100.0	神戸空港の運営・維持管理業
関西エアポートリテールサービス株式会社	110	100.0	直営店舗運営業務・損害保険代理業
関西エアポートオペレーションサービス株式会社	20	100.0	警備・消防・防災事業
関西エアポートテクニカルサービス株式会社	40	100.0	空港施設の維持管理業
C K T S 株式会社	100	100.0	航空機運航に関わる地上支援業
国際航空旅客サービス株式会社	32	100.0	人材派遣業・ホテル運営業
関西国際空港熱供給株式会社	3,300	60.0	熱供給事業

1-7. 主要な事業内容

当社グループは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第7項に定める公共施設等運営権の設定を受けた、関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等に関する業務、新関西国際空港株式会社から受託した業務を主な事業としております。

1-8. 主要な事業所

①当社

本店 大阪市西区西本町一丁目4番1号
 関西国際空港 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
 大阪国際空港 大阪府豊中市蛸池西町3丁目555番地

②子会社

会社名	所在地
関西エアポート神戸株式会社	兵庫県神戸市中央区神戸空港1番
関西エアポートリテールサービス株式会社	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
関西エアポートオペレーションサービス株式会社	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
関西エアポートテクニカルサービス株式会社	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
C K T S 株式会社	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
国際航空旅客サービス株式会社	大阪府豊中市蛸池西町3丁目555番地
関西国際空港熱供給株式会社	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地

1-9. 使用人の状況

①企業集団の使用人状況

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,476名	116名増	39.3歳	8.5年

②当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
663名	21名増	41.0歳	3.5年

1-10. 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	32,820 百万円
株式会社三井住友銀行	32,580 百万円
株式会社日本政策投資銀行	22,238 百万円

1-11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項

①発行可能株式総数 2,000,000株

②発行済株式の総数 1,000,000株

③株主数 32名

④大株主（上位11名）（2021年3月31日現在）

株主名	持株数	持株比率
オリックス株式会社	400,000株	40.0%
VINCI Airports S.A.S.	400,000株	40.0%
株式会社民間資金等活用事業推進機構	38,000株	3.8%
関西電力株式会社	10,000株	1.0%
近鉄グループホールディングス株式会社	10,000株	1.0%
京阪ホールディングス株式会社	10,000株	1.0%
ダイキン工業株式会社	10,000株	1.0%
南海電気鉄道株式会社	10,000株	1.0%
阪急阪神ホールディングス株式会社	10,000株	1.0%
株式会社みずほ銀行	8,000株	0.8%
株式会社三菱UFJ銀行	8,000株	0.8%

⑤当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

該当事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

4-1. 取締役及び監査等委員の状況 (2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 (CEO)	山谷 佳之	全般	関西エアポート神戸株式会社 代表取締役社長(CEO)
代表取締役副社長 (Co-CEO)	ブノア・リュロ	全般	関西エアポート神戸株式会社 代表取締役副社長(Co-CEO)
取締役	宮内 義彦		オリックス株式会社 シニア・チェアマン
取締役	グザビエ・ ユイヤード		ヴァンシ 会長兼CEO
取締役	井上 亮		オリックス株式会社 取締役兼代表執行役社長・ グループCEO
取締役	ニコラ・ ノートバール		ヴァンシ・コンセッションズ CEO ヴァンシ・エアポート 社長
取締役 (監査等委員)	佐藤 真良		東京共同会計事務所顧問 佐藤公認会計士事務所
取締役 (監査等委員)	中村 克己		株式会社キトー 取締役 ブラックストーン シニアアドバイザー
取締役 (監査等委員)	彌園 豊一		関西電力株式会社 取締役 代表執行役副社長

(注)

1. 山谷 佳之氏、ブノア・リュロ氏以外は、全員社外取締役であります。
2. 当社は、常勤の監査等委員を選定しておりませんが、監査等委員を補助する使用人を配置しており、監査等委員会の監査業務の実効性を確保しております。

(参考：執行役員)

地位	氏名	担当
専務執行役員	坂本 龍平	最高財務責任者 (CFO)
専務執行役員	ヤニック・アイユリ	最高運用責任者 (COO)
専務執行役員	マチュー・ブティティ	最高技術責任者 (CTO)
専務執行役員	フランソワ・スタレスキー	最高商業責任者 (航空担当) (CCO)
専務執行役員	ステファン・ジェフロイ	最高商業責任者 (非航空担当) (CCO)
専務執行役員	西尾 裕	最高管理責任者 (CAO)
常務執行役員	三浦 覚	最高渉外責任者 (CRO)
常務執行役員	北山 博	伊丹空港本部長
常務執行役員	フランソワ・シャンボン	副最高財務責任者 (Deputy-CFO)
執行役員	升本 忠宏	副最高運用責任者 (Deputy-COO)
執行役員	桑木 雅行	副最高技術責任者 (Deputy-CTO)

執行役員	田中 淳隆	副最高商業責任者（航空担当）(Deputy-CCO)
執行役員	高野 敬二	副最高商業責任者（非航空担当）(Deputy-CCO)
執行役員	蛭名 淳	副最高管理責任者（Deputy-CAO）
執行役員	鈴木 慎也	関西エアポートテクニカルサービス株式会社 代表取締役社長
執行役員	小泉 恵次	伊丹空港活性化推進ユニット長
執行役員	田中 明道	グループ会社（監査役）
執行役員	石川 浩司	関西エアポートオペレーションサービス株式 会社 代表取締役社長
執行役員	田部 章壽	ノンエアロ事業部 エグゼクティブアドバイザー
執行役員	山本 雅章	関西エアポート神戸株式会社 執行役員
執行役員	片平 聡	CAO 補佐 関西エアポート神戸株式会社 執行役員
執行役員	大和田 史雄	関西エアポートリテールサービス株式会社代 表取締役社長
執行役員	加藤 篤志	CKTS 株式会社 代表取締役社長
執行役員	江村 剛	T1 リノベーション部長

4-2. 取締役及び監査等委員の報酬等について

①総額

区分	支給人数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （監査等委員を除く。）	2名	85百万円	該当なし	該当なし	85百万円
取締役（監査等委員）	3名	27百万円	該当なし	該当なし	27百万円
合計	5名	112百万円	該当なし	該当なし	112百万円

※6名の取締役（監査等委員を除く。）のうち報酬等を受けているのは代表取締役社長及び代表取締役副社長のみであり、他の4名の取締役（監査等委員を除く。）は、社外取締役であり、かつ無報酬です。

※親会社等又は当該親会社等の子会社等からの役員報酬については、該当ございません

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の金銭報酬の額は、2015年12月15日開催の株主総会にて、報酬総額を年額150百万円以内とする旨を決議しています。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である者を除く。）の員数は6名でした。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2019年6月30日開催の株主総会にて、報酬総額を年額30百万円以内とする旨を決議しています。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名でした。

③取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別報酬の決定方針について

当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別報酬等の内容に係る決定方針として、(ア) 社外取締役（監査等委員であるものを除く。）は無報酬とするとともに、(イ) 社外取締役ではない取締役（監査等委員であるものを除く。）である代表取締役社長及び代表取締役副社長の個人別報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりです。

1. 報酬は、基本報酬である定額の金銭報酬のみで構成する。
2. 個人別報酬の額の決定にあたっては、会社の業績を踏まえ適切な報酬額を、代表取締役社長及び代表取締役副社長が合意のうえ決定する。
3. 報酬付与の時期は、在任中に定期的に支払う。

これらのうち、(ア)の事項は2020年6月29日開催の取締役会において、また(イ)の事項は2021年3月17日開催の取締役会においてそれぞれ決定したものです。2020年度の報酬についても、これらの方針に沿って決定された旨、代表取締役社長より報告を受けています。

4-3. 社外取締役の主な活動状況

①社外取締役の重要な兼職の状況

前記4-1の取締役の重要な兼職の状況欄をご参照ください。なお、社外取締役の重要な兼職先と当社との関係で、開示すべき重要なものはございません。

②会社又は会社の特定関係事業者との関係

当社の知りうる限り、社外取締役は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者等の配偶者及びその三親等以内の親族であったことはございません。

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	宮内 義彦	当期間における取締役会4回開催中4回出席。オリックス株式会社で長年にわたり取締役兼代表執行役を務めた豊富な経験を有しており、当該視点を踏まえた当社の業務執行に対する助言及び監督等を期待しているところ、取締役会における議案の審議等において、当該視点から必要な発言をいただくなどしており、期待した役割を適切に実施していただいております。
社外取締役	グザビエ・ユイヤード	当期間における取締役会4回開催中4回出席。VINCIで長年にわたり会長兼CEOを務めた経験を有しており、当該視点を踏まえた当社の業務執行に対する助言及び監督等を期待しているところ、取締役会への出席等を通して、期待した役割を適切に実施していただいております。
社外取締役	井上 亮	当期間における取締役会4回開催中4回出席。オリックス株式会社で長年にわたり取締役兼代表執行役を務めた豊富な経験を有しており、当該視点を踏まえた当社の業務執行に対する助言及び監督等を期待しているところ、取締役会にお

		ける発言等を通して、期待した役割を適切に実施していただいております。
社外取締役	ニコラ・ノートバール	当期間における取締役会 4 回開催中 4 回出席。VIINCI Airports で長年にわたり社長兼 CEO を務めた経験を有しており、それを踏まえた当社の業務執行に対する助言及び監督等を期待しているところ、取締役会への出席等を通して、期待した役割を適切に実施していただいております。
社外取締役 (監査等委員)	佐藤 真良	当期間における取締役会 4 回開催中 4 回出席、監査等委員会 4 回開催中 4 回出席。公認会計士として長年にわたり会計業務に従事してきたほか、様々な会社、組織の監査業務を務めた経験を有しており、それを踏まえた当社の業務執行に対する助言及び監督等を期待しているところ、取締役会及び監査等委員会における発言等を通して、期待した役割を適切に実施していただいております。
社外取締役 (監査等委員)	中村 克己	当期間における取締役会 4 回開催中 4 回出席、監査等委員会 4 回開催中 4 回出席。日産自動車株式会社で取締役、フランス・ルノー社で執行副社長、カルソニックカンセイ株式会社取締役会長を務めた経験を有しており、それを踏まえた当社の業務執行に対する助言及び監督等を期待しているところ、取締役会及び監査等委員会における発言等を通して、期待した役割を適切に実施していただいております。
社外取締役 (監査等委員)	彌園 豊一	当期間における取締役会 4 回開催中 4 回出席、監査等委員会 4 回開催中 4 回出席。関西電力株式会社で取締役及び副社長執行役員を務めた経験を有しており、それを踏まえた当社の業務執行に対する助言及び監督等を期待しているところ、取締役会及び監査等委員会における発言等を通して、期待した役割を適切に実施していただいております。

4-4. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第 427 条第 1 項及び定款第 17 条第 1 項により、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を、すべての社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）と締結しています。

4-5. 補償契約に関する事項

該当事項はございません。

4-6. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

①被保険者の範囲

当社の全役職員

②保険契約の内容の概要

被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を補償しております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお保険料は全額当社が負担しております。

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

5-2. 当事業年度に係る報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額	52百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64百万円

(注)

1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、当事業年度の監査計画の内容、前事業年度の監査実績、報酬の前提となる見積の算出根拠等を精査した結果、会計監査人の報酬額は妥当であると判断したことから、会社法第399条第1項及び第3項に係る同意をいたしました。

5-3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「グループ会社の決算業務に係る現状調査や決算業務マニュアルドラフト案に対する助言」について対価を支払っております。

5-4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、当社都合による場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすることを検討いたします。

5-5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はございません。

5-6. 補償契約に関する事項

該当事項はございません。

6. 会社の体制及び方針

6-1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保す

るための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に規定する内部統制システムの整備に関する基本方針について、取締役会において決議しており、その内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・倫理規程、公益通報処理規程等の規則を制定し、取締役及び使用人への研修を実施するとともに、コンプライアンス体制の整備を図る。
- ・内部監査部門を設置し、定期的に監査を実施する。
- ・使用人等からの法令違反行為に関する通報等に対応する社内外複数の窓口を設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、契約書、決裁文書その他の取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に従い分類し、適切に保存・管理を行うものとする。
- ・会社の保有する情報資産を様々な脅威から保護するために、情報セキュリティポリシー等を策定するとともに、情報セキュリティポリシーの運用状況を管理するための体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・災害、事故、環境問題等に係るリスクについては、未然防止の観点から、規則・指針の制定、研修・訓練の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
- ・さらに多様化するリスクに対して、リスクを評価・分析し、リスク管理の実効性を確保するための体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、迅速かつ効率的な業務執行を図るため、監査等委員会制度及び執行役員制度を採用している。
- ・法令又は定款に定める事項及び特に重要な事項は取締役会で決議し、社長及び副社長に授権した重要な事項は経営委員会にて審議のうえ、社長及び副社長が決定する。
- ・社長・副社長及び執行役員による業務執行は、効率性を図るため組織規程及び専決規程において明確化された職務分掌及び権限に基づき行われる体制とする。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役等（取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者をいう。以下同じ）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・グループ会社の経営計画等一定の重要事項について、当社とグループ会社間で意見交換を行う。
 - ・当社役員のグループ会社役員兼任により円滑な意思疎通を図る。
- ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・グループ会社で災害・事故等のリスクが発生した場合におけるグループ各社から当社への緊急事態報告体制に関する指針を制定する。
- ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・グループ全体の経営計画を策定し、その方針のもとに事業年度ごとのグループ各社の重点経営目標を定める。
- ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・グループ会社に対する内部監査並びに監査等委員会及び会計監査人による調査を実施する。
 - ・コンプライアンスに関する規則類及び法令違反行為に関する通報等の窓口をグループ全体で共有し、グループ会社の使用人等に対し、コンプライアンス意識の醸成を図る施策を実施する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ・ 監査等委員会の職務を補助するため監査室を設置し、専属の使用人を配置する。
- ・ 当該使用人は、監査等委員会監査に関する調査その他の事務を補助する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査室の使用人は、監査等委員会の指揮を受けて職務を行うものとし、その人事考課については監査等委員会が行う。
- ・ 監査室の使用人の人事異動については、監査等委員会の同意を得る。

(8) 監査等委員会の前々号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査室の使用人は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従う。

(9) 監査等委員会への報告に関する体制

①取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ・ 監査等委員会は、経営委員会等重要な会議への出席、定期的なヒアリングを実施する。
- ・ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を与えるおそれがある事実を発見したときは、監査等委員会に対して速やかに当該事実を報告するものとし、当社内にその旨を周知徹底する。
- ・ 取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には速やかに報告するものとする。

②子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

- ・ 監査等委員会は、グループ会社に対し、定期的にヒアリングを実施する。
- ・ グループ会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社又はグループ会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査等委員会に対して速やかに当該事実を報告するものとし、当社グループ内にその旨を周知徹底する。
- ・ グループ会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には速やかに報告するものとする。

(10) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制

- ・ 当社は、監査等委員会へ報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、当社内においてその旨を周知徹底する。

(11) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は債務の償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 当社は、監査等委員が職務の執行について生じる費用の前払又は債務の償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、すみやかに当該請求に応じることとする。また、当社は、監査等委員の職務の執行について生じる費用等に充てるため、監査等委員との協議に基づき、毎年度予算措置を講ずる。

(12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員は、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人を監督する。また、取締役は、会計監査人の報酬を決定する場合及び会計監査人に非監査業務を依頼する場合は、監査等委員会の事前承認を得るものとする。

6-2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する

ための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 経営委員会

経営委員会は、原則として毎月2回開催し、取締役会において社長及び副社長に授権した重要な事項並びに会社の経営及び具体的な業務執行方針に係る社長及び副社長が決定する重要な事項等について、幅広く審議してまいりました。

(2) コンプライアンス

コンプライアンスの取り組みについて、当社グループではコンプライアンス違反等の早期発見、是正を図るため通報窓口（コンプライアンス・ホットライン）を設け、従業員が気軽に相談できるよう周知、運用しております。また、当事業年度においては、一部業務に係る監督官庁への報告書で不適切な記載が判明したため、コンプライアンス委員会で報告・審議を経て、監督官庁への是正報告を行いました。あわせて、当社グループ全体の類似案件について点検を実施するなど、コンプライアンス強化に取り組みました。

(3) 安全安心（安全安心推進委員会、危機管理委員会）

安全安心への取り組みについては、安全安心推進委員会及び危機管理委員会を定期的に開催し、安全推進方針に基づき安全管理及び危機管理について審議し、安全安心な空港運営に努めてまいりました。それに加え、危機管理委員会では、引き続き危機管理計画について協議し、さらに実効性を伴った計画に改善してまいりました。一方で、COVID-19のような不測の事態についても協議を行い、状況の変化に応じた対策を打ち出してまいりました。

(4) 内部監査

内部監査については、中期計画に基づきグループ全体を2017年度下期から概ね3年間で一巡することを予定しており、前事業年度のフォローアップも含めCOVID-19対応下リモートで実施しました。またグループ会社の業務監査室とは適時適切な連携を行うことで監査体制を強化しました。

6-3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はございません。

6-4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、取締役会の決議により剰余金の配当を行うことができる旨を定款第25条第1項に定めております。配当金額については、連結業績の動向、財務状況及び今後の事業展開等を勘案し、決定してまいります。

6-5. 会社の状況に関する重要な事項

該当事項はございません。